

(3) 輸入食品の取扱いについて

期限表示を基本とした日付表示制度を導入するに当たっては、輸入食品についても国内と同様の日付表示を求めるべきである。この場合、輸入業者は、少なくとも海外の製造業者等から必要な情報提供を受けておく等の対応をすることが必要となると考えられる。

なお、製造年月日が不明な場合に求めている輸入年月日表示については、現時点において合理的意義に乏しく、国内制度との整合性も考慮した上で、その取扱いを改める方向で検討すべきである。

(4) 普及啓発について

日付表示制度の改正に当たっては、表示される日付の趣旨及び意味について、食品製造関係者、流通関係者、消費者等に誤解又は混乱が生ずることのないようにしなければならない。このため、厚生省及び都道府県等の関係部局は、関係行政機関及び関係団体との連携の下に普及啓発に努める必要がある。

特に、表示を重要な情報として日常的に利用する立場にある消費者に対しては、表示されている日付が意味している具体的な内容、保存に際しての留意事項、食品ごとの表示の差異等について、広報媒体を活用する等によって、積極的に普及啓発を図るべきである。

4. その他の検討課題について

今後、新たな日付表示制度の導入についての検討を行うに当たっての課題については、「3. 日付表示に関し留意すべき点について」で記したが、その他、以下に示すような課題についても、技術面又は実務面から十分な検討を行っておく必要がある。

(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等の他制度との調整について

食品に日付表示を求める制度として、食品衛生法以外にJAS法等に基づく制度があるが、新たな日付表示制度が消費者の混乱や製造者の過重な負担を来すことのないよう、制度間の調整を十分図る必要がある。

(2) 経過措置の設定について

新たな日付表示が円滑に行われるよう、経過措置をどのように設定すべきか、関係団体の意見も踏まえ、検討を行う必要がある。

(3) 食品衛生監視について

新たに導入する日付表示の改正に当たっては、適正な表示が行われるよう、保健所等の食品衛生監視員による製造業者等への指導について検討する必要がある。

(参考) CODE Xにおける定義

○ "Date of Minimum Durability"

"Date of Minimum Durability" ("best before") とは、ある保存条件の下で、製品が、完全な市場性を有し、かつ、默示的又は明示的に表示されたいかなる特定の品質をも保持する期間の周期を明らかにする日付を意味している。しかしながら、その日付を過ぎても、その食品は依然として完全に満足し得ることもある。

○ "Use-by Date"

"Use-by Date" (Recommended Last Consumption Date) (Expiration Date) とは、ある保存条件の下で推測された期間の終期を意味しており、その期間を過ぎたときには、その製品は消費者により通常期待されている品質特性は、おそらく、有していないであろう。この期日を過ぎた場合には、その食品は市場性を有しているとみなされるべきではない。